

更生欠損金の損金算入及び民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の損金算入に関する明細書

事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	
------	---------	-----	--

別表七(三) 令七・四・一以後終了事業年度分

更生欠損金の損金算入に関する明細					
債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	1	円	適用年度終了の時における前期以前の事業年度から繰り越された欠損金額	8 円
	私財提供を受けた金銭の額	2		当期控除額((7)と(8)のうち少ない金額)	9
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	3		欠損金額(25の計)	10
	資産の評価益の総額	4		差引欠損金額(8)－(10)	11
	資産の評価損の総額	5		欠損金額からないものとする金額(9)－(11)(マイナスの場合は0)	12
	純評価益の額(4)－(5)(マイナスの場合は0)	6			
	計(1)＋(2)＋(3)＋(6)	7			
民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の損金算入に関する明細					
債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	13	円	適用年度終了の時における前期以前の事業年度から繰り越された欠損金額	19 円
	私財提供を受けた金銭の額	14		所得金額差引計(別表四「39の①」)	20
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	15		当期控除額((18)、(19)と(20)のうち少ない金額)	21
	資産の評価益の総額(別表十四(一)「13」)	16		欠損金額(25の計)	22
	資産の評価損の総額(別表十四(一)「24」)	17		差引欠損金額(19)－(22)	23
	計(13)＋(14)＋(15)＋(16)－(17)	18		欠損金額からないものとする金額(21)－(23)(マイナスの場合は0)	24
控除未済欠損金額の調整					
発生事業年度	調整前の控除未済欠損金額	欠損金額からないものとする金額(当該発生事業年度の(25)と((12)又は(24))－当該発生事業年度前の(26)の合計額)のうち少ない金額又は(別表七(三)付表「17」)		差引控除未済欠損金額(25)－(26)	
	25	26		27	
・ ・ ・ ・	円	円		内 円	
・ ・ ・ ・				内	
・ ・ ・ ・				内	
・ ・ ・ ・				内	
・ ・ ・ ・				内	
・ ・ ・ ・				内	
・ ・ ・ ・				内	
・ ・ ・ ・				内	
・ ・ ・ ・				内	
計					